

# 水田等有効活用促進指導事業実施要綱

農林水産事務次官依命通知

制 定 平成21年4月1日 20生産第9849号

一部改正 平成21年7月9日 21生産第2495号

## 第1 趣旨

世界的な穀物需給のひっ迫、原油・肥料価格の高騰、輸入食品の安全性に対する不安の増大など、我が国の食料供給に対する不安定要素が急速に増大する中、これらの課題を乗り越えて、食料自給力・自給率の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

このため、新規転作田、水田・畑の不作付地等を有効に活用しつつ、自給率の低い大豆・麦や米粉用米・飼料用米等の需要に応じた生産拡大の取組を進める必要があるが、その生産に当たっては、コストの低減及び品質の向上が重要な課題となることから、これらの課題の解決に向けて必要な技術の導入の推進等に係る取組に対して支援を行ない、もって食料自給力・自給率の向上に資することとする。

## 第2 事業実施主体

- 1 水田等有効活用促進指導事業（以下「本事業」という。）における事業実施主体は、都道府県水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第4の1の都道府県水田農業推進協議会をいう。以下「都道府県協議会」という。）及び地域水田農業推進協議会（水田農業構造改革対策実施要綱第4の2に規定する地域水田農業推進協議会をいう。以下「地域協議会」という。）とする。

なお、地域協議会が設置されていない地域にあつては、水田等有効活用促進対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け20生産第9847号農林水産事務次官依命通知。以下「対策事業要綱」という。）第2の2に定める手続により都道府県協議会長の承認を受けた協議会とする。

- 2 都道府県協議会会長は、1のなお書きにより承認を受けた協議会が対策事業要綱第2の1に規定する要件を欠いたと認めた場合又は第3の2に定める事業の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置を執らなかつたと認めた場合には、その承認を取り消すことができる。この場合の手続については、対策事業要綱第2の3の規定を準用するものとする。

## 第3 事業の内容

### 1 事業の実施方針

本事業は、水田等を有効活用し、需要に即した農産物の生産を促進するため、水田等有効活用促進対策事業（対策事業要綱に基づく事業をいう。）において生産拡大に取り組む作物等の技術指導及びその他必要な取組を実施するものとし、事業実施主体は、その実施に当たって、関係機関と十分に連携するものとする。

### 2 事業の内容

事業実施主体は、生産局長が別に定める対象作物の作付拡大に必要な技術の導入の推進に係る取組を実施することができるものとし、事業対象となる取組及び交付率は次のとおりとする。

#### (1) 事業対象となる取組

ア 技術研修会・講習会に係る取組

イ 技術指導に係る取組

ウ その他水田等を有効活用し、需要に即した農産物の生産を促進するために必要な取組

#### (2) 交付率

定額

## 第4 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、単年度で完了することを原則とする。

## 第5 助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、事業実施主体が行う第3の2の(1)の取組に必要な経費に対して都道府県協議会に交付金を交付するものとする。
- 2 第3の2の(1)の取組に対する交付額は、生産局長が別に定める方法により、配分するものとする。
- 3 地域協議会及び第2の1のなお書きの協議会（以下「地域協議会等」という。）は、本事業の実施に要する経費について、都道府県協議会に助成金の交付を申請するものとする。

## 第6 事業の実施の手続

- 1 都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては北海道農政事務局長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を受けるものとする。
- 2 事業実施計画の重要な変更は、1の規定による手続に準じて行うものとする。

## 第7 事業実施状況の報告

都道府県協議会長は、生産局長が別に定めるところにより、本事業の実施状況について、地方農政局長等に報告するものとする。

## 第8 推進体制等

- 1 農業者団体の役割  
農業者団体（農業者が構成員となっている団体をいう。）は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会等の会員として一定の役割を担うものとする。
- 2 地方公共団体の役割  
(1) 地方公共団体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会又は地域協議会等の会員として一定の役割を担うとともに、事業実施主体を指導するものとする。  
(2) 地域の普及指導機関は、本事業による技術導入の取組が円滑かつ効果的に推進されるよう、事業実施主体と密接に連携して、取組の推進を図るものとする。
- 3 国の役割  
国は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、都道府県協議会及び地域協議会等を指導するものとする。

## 第9 委任

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長が別に定めるものとする。

## 附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

## 附則（平成21年7月9日21生産第2495号）

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。